



神戸外国人居留地と永代借地権問題（中村一雄教授 記念号）

神木，哲男

(Citation)

国民経済雑誌, 171(2):55-73

(Issue Date)

1995-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00175943>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00175943>



神戸外国人居留地と永代借地権問題

神 木 哲 男

I は じ め に

周知のように、安政5年6月19日（1858年7月29日）、幕府は、アメリカ合衆国との間で締結した「日米修好通商条約」において、神奈川・長崎・新潟・兵庫を開港し、江戸・大坂を開市して、開港場居留地での自由な居住・貿易を認めた。¹これ以後、蘭・露・英・仏をはじめヨーロッパ諸国・中国（清）とほぼ同様の条約を締結し、²開港場・開市場に外国人居留地を設けて条約締結国の外国人に土地を永代借地として貸与し、居住させることにした。

明治32（1899）年7月17日、「改正条約」の実施により、日本における外国人居留地が撤廃され一般地方行政区域に編入されて、いわゆる治外法権が消滅したが、「改正条約」では、居留地内の永代借地をそのまま存続させることを認めたため、居留地撤廃後もこの借地に関する権利（永代借地権）をめぐる、日本政府と借地人（外国人）との間に種々紛議が発生するに至った。たとえば、この借地上に建てられた外国人所有の建物に対する課税をめぐる両者が対立し、のちに述べるように、日本政府による国際仲裁裁判所への提訴にまで発展するに至っている。この外国人居留地をめぐる永代借地権問題は、紆余曲折を経ながら昭和17（1942）年4月1日を期して永代借地権を土地所有権に切り替

1 同条約第三条に「(前略) 此箇條の内に載たる各地は亞米利加人に居留を許すへし居留の者は一箇の地を賃を出して借り又其所に建物あれば之を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事をも許すへし(以下略)」とあり、条約締結国の外国人は、開港場・開市場における土地の売買は認められず、賃借のみが認められていた。

2 安政5年7月10日（1858年8月18日）の和蘭国から、明治4年7月29日（1871年9月13日）の支那国との締結に至るまで、亞米利加をふくめて15カ国と条約を締結している。

えることでようやく解決をみることになる。

本稿は、神戸外国人居留地において、永代借地権問題が、具体的にどのような紛争を発生させたのか、それがどのような経過をたどって解決されたのかについて検討を加え、外国人居留地撤廃後に発生したこの問題の特質を明らかにしようとするものである。

II 外国人居留地と永代借地権問題の発生

本節では、一般的に外国人居留地において永代借地権問題がどのように発生したのかについて検討しておきたい。

徳川幕府や維新政府が各国と締結した「修好通商条約」に基づいて開港された神奈川・長崎・箱館・兵庫などには外国人居留地が設けられたが、幕府も維新政府も外国人が日本国内で土地を所有することを認めず、したがって、幕府・維新政府みずから居留地内の土地を造成して、これを貸与する形がとられた。土地の貸与者（＝借受人）を決定する場合、糶売によるか、無償でおこなうかは別にして、いずれの場合にも借受人に対して「地券」が発行されたが、この地券には「永久貸与」が明記されていたり、あるいはそれが無い場合でも、貸与期間について記載がなく、これらの土地が無期限貸与＝永代借地であったことは否定できない。³

ところで、神戸・大坂の開港・開市が実施された慶応3年12月7日（1868年1月1日）の2日後、王政復古が宣言され、翌慶応4年1月10日（1868年2月

3 地券の雛型について、横浜山手居留地の場合、「(前略)官図上ニ記載アル第何番ノ地所何坪ヲ何國人及ヒ其後嗣受托者財産取扱人譲受人ニテ下文ニ述ル規則ニ従ヒ地代一百坪ニ付墨西哥銀十二弗ノ割合ヲ以テ下條之通日本政府ニ拂フ或ハ拂フコトヲ為サシムル間ハ永久右何某及ヒ其後嗣受托者財産取扱人譲受人ニ貸與スル也(後略)」(傍点＝筆者)とあり、「永久」の文言が明記されている。長崎居留地の場合は、「右図面一ヶ年地代百坪ニ付墨西哥「ドルラル」何拾枚ノ割合ヲ以テ當何月ヨリ何月迄一箇年ノ借地料「ドルラル」何十枚相納シ上ハ后後某或ハ相続人又ハ其引請人ヨリ後件ノ規定ニ基キ年年ノ地代相拂フ間ハ右地面ヲ無故障貸渡可置旨ヲ爰ニ表ス」(傍点＝筆者)とあり、この場合は「無故障」という文言が使われている。いずれにしても「地券」によって居留地内の貸与地が、「永代借地」であることを示している。

3日)には、「従前條約雖用大君名稱自今爾後當換以天皇稱」との方針を各国公使に通告し、つづいて同年1月15日(1868年2月8日)には、外国事務取調掛・東久世通禧が兵庫で各国公使と会見して「王政復古」の国書を手交し、「外交ニ關スル布告」を発したが、ここでは「是迄於幕府取結候條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被為候」とし、早くも条約改正の必要性をうたっていた。

居留地処分に係わる条約改正に関しては、条約改正の過程で種々論議されたが、条約改正が具体的日程にのぼった明治26年段階で、大きな論議的となったのは、永代借地権をめぐる問題であった。各居留地に設定された永代借地権のみを土地所有権に改めようとする案(青木周蔵駐独・英公使案)と、居留地内・外を問わず外国人に対する土地所有権を一切認めない案(陸奥宗光外相案)が鋭く対立していたのである。

ロンドンにおいて対英交渉が開始され、青木公使が折衝に当たったが、英国の主張をいれ、陸奥外相も居留地内の永代借地権のみ土地所有権に転換することを認める訓令を出した。しかし、この案は閣議で認められず⁴、居留地処分に際して、外国人が保持する永代借地権は存続することとなった。明治27(1894)年7月16日、「日英通商航海条約」・付属議定書が調印され(8月27日公布)、5年後の明治32(1899)年7月17日より施行されることが決定された。この条約によって、条約施行とともに各居留地は所在の市区へ編入し、地方組織の一部とすること、編入後の行政上の責任義務は当該市区の日本人官吏がこれを負うこと、外国人居留地の保有する資金または財産が存在する場合はこれを日本に引き渡すこと、居住の外国人が所持する永代借地を認めた地券は有効であり、券面記載の条件のほか何ら制約条件もないこと、などが同意された。ついで日米間(明治27年11月22日)、日露間(同28年6月8日)、日独間⁵(同29年4月4

4 大山梓『旧条約下に於ける開市開港の研究——日本に於ける外国人居留地——』鳳書房、昭和42年、273ページ。

5 日独間の交渉では、「独逸ハ寸地ト雖所有權ノ名儀ヲ以テコレヲ所有スルヲ貴フ流儀慣習」があり、「永代借地権」の保証を約束する追加条項を設けている。

日)、日仏間(同年8月4日)、日墺間(同30年12月5日)ではほぼ同内容の改正条約の調印を終えた。

これらの条約の発効により、明治32(1899)年7月17日、居留地処分が実施された。神戸居留地の場合は、居留地行事局において外国領事、兵庫県知事、神戸市長などの列席のもとに居留地返還式が挙行された。⁶ 居留地の神戸市への編入、行事警察の廃止(明石町派出所の新設)、居留地消防隊の神戸市への移管等が行われた。

永代借地に関しては、すでに述べたように、居留地返還後も有効であることは改正条約でも認められており、居留地の市区への編入後も、永代借地券に記載された借地料を支払っている以上、地券所有者から地租を徴収することはできないと解されたが、永代借地上に建設した家屋に対しては課税することが可能であるとみなされた。また、その家屋を利用して営業活動をおこなっている場合には、当然営業税、所得税を徴収することができるものとした。しかし、家屋への課税に際しても日本側と条約締結諸国との間で紛議が生じた。明治32(1899)年11月、日本政府は、「永代借地ニ對シテハ、該券ニ掲ゲタル條件以外ニハ何等ノ負担ヲモ命ゼズ。トノ意ニシテ土地ノ上ニ建設セラレタル家屋ニ對スル課税マデモ免除スルノ意義ヲ有ス。トハ謂ヒ難シ。」として永代借地上に建てられた家屋に対して課税しようとしたが、条約締結国側は、条約上の財産とは、土地だけではなく、建物をも包含するものであると主張し、両者の見解は、真っ向から対立するものとなった。明治35(1902)年3月、日本政府は、英・独・仏三国公使に対し、「単一なる裁判により各関係国の権義を確定すべきことを望む」旨を通告し、ハーグの国際仲裁裁判所に提訴するに至った。同年8月28日、日本政府は、英・独・仏との間に交わされた九カ条からなる仲裁裁判議定書に調印した。⁷

6 神戸外国人居留地の返還時の模様については、拙稿「神戸外国人居留地の3/4世紀」(神木哲男・崎山昌廣編著『神戸居留地の3/4世紀』神戸新聞総合出版センター、平成5年、所収)を参照。

7 調印された仲裁裁判議定書には、「本仲裁裁判ノ當事者双方ニ於テ、終局判決ヲ宣告セムコトヲ仲裁裁判ニ申請スベキ係争問題ハ左ノ如シ。上文ニ抄録シタル條約(日英條約第十八條第四項、ノ

明治38（1905）年5月22日に出された国際仲裁裁判所の判決の要旨は、「日本国政府ヨリ又ハ其名ヲ以テ發給セラレタル永代借地券ニ因リ保有セラレタル土地ヲ租税ヨリ免除シタルノミナラス該土地並ニ該地上ニ現ニ築造セラレ若クハ将来築造セラルヘキ一切ノ建物ニ對シテモ亦該地券ニ規定シタルモノノ外一切ノ租税賦課金取立金及條件ヲ免除シタルモノトス」というものであり、日本政府の完全な敗訴であった。以後、日本政府は、永代借地の地券所有者には、永代借地上に建てられた家屋に対しても、永代借地と同様の免除特権を付与せざるをえなくなったのである。⁹ こうして明治32（1899）年7月17日の居留地撤廃以後も、永代借地権問題は未解決のまま、日本と条約締結国との間の紛争種の一つとして残ることになった。¹⁰

「日独條約第十八條第四項及日佛條約第二十一條第四項」、及其ノ他協定ノ規定ハ、日本政府ヨリ、又ハ其ノ名ヲ以テ發給セラレタル永代借地券ニ依リ、保有セラルル土地ニ對シテノミ、該地券ニ特ニ規定シタルモノヲ除ク外、一切ノ租税、賦課金、取立金及條件ヲ免除シタル乎。將タ土地並ニ該地上ニ現ニ築造セラレ、若ハ、将来築造セラルヘキ一切ノ建物ニ對シテ之ヲ免除シタル乎。」（議定書第二條）とあり、永代借地に対する地券記載以外の課税の可否と建物に対する一切の課税の可否が係争点として提訴されたことになる。

- 8 永代借地の地券には、建築義務を課したり、建築に関する義務違反が生じた際には建物を没収する約款などが記載されており、土地と建物が一体化した形で契約されており、これが一つの根拠となって、地券に記載する以外の一切の租税・賦課金等の徴収が認められなかったのである。
- 9 仲裁裁判の判決では、永代借地上の建物に対しても永代借地と同じ免税の特権が認められることとなったが、いかなる課税が永代借地と永代借地上に建てられた建物に対する税となるかについては、明確な規定があるわけではなく、例えば、永代借地または建物を使用して得た所得に対する所得税、永代借地権保有者が納税義務者である場合における一切の市税など、日本政府は課税可能であるとしたが、英・独・仏などの相手国側は所得税をはじめ一切の市税の免除を要求し、永代借地と借地上の建物に対する免税の範囲をめぐる、紛争が絶えなかった。
- 10 政府は、陸奥条約の破棄、改訂の時期が近づいた明治41（1908）年10月9日、条約改正準備委員会官制を公布し、この委員会のもとに永代借地権に関する特別委員会を設けて検討し、相互平等主義にもとづき、永代借地権を土地所有権に転換することを基本政策とすることとしたが、関税自主権の回復を急ぐ政府は、日英交渉の過程において新条約にはこの問題をもらず、「旧外国人居留地に於ける永代借地権者の地位は別商議の問題と為すことに両国政府に於て同意せるが、右永代借地権者の地位に關する日英各政府の主張は、新條約中に言及することなきの故を以て、何等影響を受くるものに非ざること」なる声明を両政府で交換することとし、結局この問題の解決を先送りしたにすぎなかった。

III 神戸外国人居留地における永代借地権問題

慶応3年12月7日(1868年1月1日)の兵庫開港に際して幕府とその後を引き継いだ維新政府は、外国人のための居留地を建設し、完成した区画を順次競売によって貸し渡した。最終的には、第1表のように、全126区画、総面積約4万坪であったが、神戸の場合は開港時から明治32(1899)年の居留地撤廃時に至るまでこの数字は増減せず、したがって官有地としての永代借地はこの126区画に限られたことになる。「居留地を定むる取極」では居留外国人が増加した場合には、必要に応じて居留地を拡張あるいは新設することがうたわれているが、その後の経過は、居留地の建設そのものが遅れたこともあって、居留地周辺地域に雑居を認めることで対応したことを示している。居留地の競売は、第1表からあきらかなように、第1回が明治元年7月24日(1868年9月10日)、最終の第4回が明治6年2月7日であり、約4年半を経過している。この間、来住外国人の数は大幅に増加し、政府による居留地の造成が追いつかず、神戸、二ツ茶屋、走水、生田宮、中宮、城ヶ口、北野、花隈、宇治野の9カ村内で雑

第1表 居留地国別落札区画数

	第1回競売 1868/9/10			第2回競売 1869/6/1			第3回競売 1870/5/16			第4回競売 1873/2/7			合 計		
	区 数	人 数	坪 数	区 数	人 数	坪 数	区 数	人 数	坪 数	区 数	人 数	坪 数	区 数	人 数	坪 数
イギリス	12	8	4,633.20	13	12	3,790.89	35	23	9,963.76	4	3	1,276.25	64	46	19,664.10
ドイツ	3	3	1,331.97	7	7	2,077.49	12	8	3,212.36	1	1	198.61	23	19	6,820.43
オランダ	7	6	2,936.31	2	2	575.00	6	4	1,848.75				15	12	5,360.06
アメリカ	10	9	4,076.88				1	1	241.66				11	10	4,318.54
フランス	4	4	1,354.10	2	2	620.75	5	5	1,387.56				11	11	3,362.41
イタリア							1	1	295.00				1	1	295.00
行 事 局				1	1	357.77							1	1	357.77
合 計	36	30	14,332.46	25	24	7,421.90	60	42	16,949.09	5	4	1,474.86	126	100	40,178.31

11 「兵庫港並大阪に於て外国人居留地を定むる取極」には、「二 前條に取極めし外國人のために用意する地所段々に塞り猶他の場所入用の時に至れば入用丈後の山根迄廣くし或は神戸町にて地所或は家作所持する日本人其望に任せ外國人へ貸す事勝手次第たるべし」とあり、居留地拡張が前提されていたことはあきらかである。

居を認め、日本人と相対で土地建物を借入れ、あるいは借入地に建物を建てることを認めたのである。¹² 雑居地における日本人との相対貸借においても、居留地の例にならって、当初は永代借が一般的であった。しかし、明治2年2月24日（1869年4月5日）、外国局地所方が「地所貸渡規則」を定め、「賃貸期限ハ五箇年」と規定されたが、¹³ 外国人はこの規定に強く反対し、兵庫県は明治6年4月、租税寮に上申書を提出し、借受期間を25カ年とし、5カ年ごとに借地料を時価をもって増減すべき旨の改正を申し入れた。¹⁴ 明治9（1876）年4月12日、兵庫県制定の「地家貸渡規則」でも貸渡期限を「二十五箇年以内」（同規則第2条）と定め、さらに明治17（1884）年11月28日改正の同規則でも25カ年と規定されている。¹⁵ 兵庫県では明治6年以来、雑居地での外国人への土地・家屋の賃貸契約期間を一貫して25カ年と規定していたものとみなしてよく、したがって、雑居地における永代借地は、すくなくとも明治6年以前に主として山手地域で契約されたものがその大部分を占めるものであると考えてよいであろう。

第2表は、居留地と雑居地における永代借地面積の年次別推移を表したものである。この表からも明らかなように、明治32（1899）年の居留地撤廃から永代借地権解消に至る昭和17（1942）年までの43年間に永代借地がかなり消滅していることが判明する。とくに第一次大戦中（大正3～7年）における居留外国人の本国への引き揚げなどにより、永代借地処分がすすみ、居留地撤廃時の半分以下（41.2パーセント）に減少していることがわかる。のちに検討するように、神戸市議会を中心とする市税徴収促進と永代借地権解消運動が昭和期に

12 兵庫県知事・伊藤俊輔の慶応4年3月7日付各国領事宛書簡には、「（前略）今日以後當港に於て日本人より外國人へ相対にて地面或は家屋を貸し或は其家屋を買請候上者取除自普請を致候義可為勝手次第右境界東は生田川西は宇治川北は山辺南は海岸を限る事にて（中略）、外國人より町内入用之出費且日本政府江可納地租は日本人同様差出可申候（後略）」（『法規分類大全』第25巻、298ページ）とあり、町内入費と地租は日本人同様納めることが明示されている。

13 『法規分類大全』第25巻、310ページ。

14 『法規分類大全』第25巻、309ページ。なお、これに先立ち明治4年1月以降、雑居地における永代借は禁止されている。

15 大山梓、前掲書、127ページ。

第2表 永代借地面積年次別推移表

年 次	1月1日 現在坪数	同年中抹 消された 坪数	残存率 (%)	年 次	1月1日 現在坪数	同年中抹 消された 坪数	残存率 (%)
明治32(1899)	46,364.29	634.21	100	11(1922)	16,650.15	867.91	35.9
33(1900)	45,730.08		98.6	12(1923)	15,782.24		34.0
34(1901)	45,730.08		98.6	13(1924)	15,782.24		34.0
35(1902)	45,730.08	1,361.98	98.6	14(1925)	15,782.24		34.0
36(1903)	44,368.10	1,000.00	95.7	昭和 1(1926)	15,782.24		34.0
37(1904)	43,368.10		93.5	2(1927)	15,782.24	692.73	34.0
38(1905)	43,368.10		93.5	3(1928)	15,089.51		32.5
39(1906)	43,368.10	300.00	93.5	4(1929)	15,089.51		32.5
40(1907)	43,368.10		92.9	5(1930)	15,089.51	123.41	32.5
41(1908)	43,368.10		92.9	6(1931)	14,966.10	152.53	32.3
42(1909)	43,368.10	1,286.70	92.9	7(1932)	14,813.57	814.00	32.0
43(1910)	41,781.40	327.68	90.1	8(1933)	13,999.57	300.00	30.2
44(1911)	41,453.72	318.87	89.4	9(1934)	13,699.57	413.70	29.5
大正 1(1912)	41,134.85	311.24	88.7	10(1935)	13,285.87	424.50	28.7
2(1913)	40,823.61		88.0	11(1936)	12,861.37	1,064.02	27.7
3(1914)	40,823.61	672.15	88.0	12(1937)	11,797.35	109.71	25.4
4(1915)	40,151.46	508.67	86.6	13(1938)	11,687.64	456.80	25.2
5(1916)	39,642.79	7,798.25	85.5	14(1939)	11,230.84	1,345.16	24.2
6(1917)	31,844.54	9,491.88	68.7	15(1940)	9,885.68	1,338.60	21.3
7(1918)	22,352.66	3,243.17	48.2	16(1941)	8,547.08	276.72	18.4
8(1919)	19,109.49	947.54	41.2	17(1942)	8,270.36	8,270.36	17.8
9(1920)	18,161.95	924.47	39.2				
10(1921)	17,237.48	587.33	37.2	計	0.00	46,364.29	0.0

入って活発に行われた結果、市税徴収問題も一応の解決をみ、永代借地権も昭和17年4月1日の新条約発効により解消するに至るが、居留地撤廃以降、「永代借地権問題」が神戸市にとって早期解決をはからねばならない重要問題であったことにはかわりはなく、開港地・神戸が、横浜や長崎とともに、明治以降かかえてきた難問の一つであったということは否定できないであろう。

明治27(1894)年7月、日英間の新通商航海条約の調印を皮切りにして、改正条約の調印が行われ、明治32(1899)年7月17日を期して各地の居留地が撤廃されることになったが、それに先だって神戸市議会は、明治31年4月9日、

12名の改正条約実施準備委員を任命し、市当局からの11名の委員を加えて委員会を構成し、県との聯合協議会を開催して居留地返還への準備をととのえた。居留地の神戸市への移管に際しては、それまで居留地管理のための国庫より支出されていた分と居留地行事局による土木事業費にあたる額（約1万2,200円）を明治32年から政府が神戸市に補給することを決定している。¹⁶

市当局は移管された居留地内の永代借地権所有者の家屋に対しては、市税としての家屋税を課しうるものとして、明治32年下半年分より徴収を開始したが、外国人のなかには、永代借地上の建造物に家屋税を賦課することは不当であるとして家屋税の納付を拒否する者が逐年増加するに至った。¹⁷さらに明治38（1905）年5月の国際仲裁裁判で日本側が敗訴するに及んでこの問題は紛糾し、同年11月の訓令で市がすでに徴収した家屋税に対しても5パーセントの利子を付加して納付者に還付することが命ぜられたのである。¹⁸このような状況は家屋税のみにとどまらず、他の市税にも波及する事態を招いた。神戸市当局が営業税附加税、所得税附加税などを賦課しようとしたことに対して、政府は、明治41年3月、永代借地権をもつ外国人に対する市税の強制徴収を見合わせる訓令を発している。¹⁹こうして神戸市における永代借地権問題は家屋税のみならず、広く他の市税附加税の課税徴収問題にまで発展し、市当局にとっては予算編成にも支障をきたす重大問題として早期解決をせまられることとなった。

16 明治32年度の補給額は、明治29年度から同31年度に至る3年間の居留地営繕費の予算平均額4,293円74銭6厘と、従来居留地行事局において支出してきた同3年間の平均決算額7,944円16銭7厘の合計額12,237円91銭3厘となっている。なお、この補給は、関東大震災による国庫財政緊縮を理由に大正12（1923）年で打ち切られている（永代借地制度解消前後措置聯絡委員会編『永代借地制度解消記念誌』（以下、『解消記念誌』と略称）皇国青年教育協会、昭和18年、176ページ）。

17 市当局は、明治32年下半年分の居留地内の家屋税として7,800円を徴収し、同33、34の両年度は徴収予定額19,000円のうち、約10,000円を徴収することができたが、35年度激減して400円程度の徴収に終わった（『解消記念誌』、179ページ）。

18 内務大臣・訓令第396号（明治38年11月30日）。

19 「其市永代借地内外國人ニ對スル市税徴収ハ追テ何分相達スルマテ強制執行ヲ見合スヘシ、右内訓ス」（内訓第2号・明治41年3月25日付）とある。

IV 市税滞納問題の経緯

第3表は、永代借地および借地上に建造せられた建物に対する地租・地租附加税、家屋税の年度別賦課額（推定額）と永代借地料を表示したものである。市税としての地租附加税と家屋税の合計額の推移をみてみると、明治期では1万円台（最高は明治45年の18,113円85銭）でとどまっているが、大正期後半には3万円台から4万円台になり、昭和期に入れば6万円台に達している。居留地撤廃から昭和17（1942）年の永代借地権の消滅に至る43年間で、地租附加税が55万円強、家屋税が93万円強、合計150万円に近い額に達している。永代借地権が存続するかぎり地租は除外されるとしても、すくなくとも家屋税については課税権が存在するというのが市当局の一貫した立場であった。のちに述べるように、市当局は、この点を強調して政府に対して再三、再四強制徴収の許可を求めているのも、市の課税権の範囲の問題として永代借地に対する家屋税をとらえているからである。さらに注意しておきたいことは、毎年支払われる借地料と本来納付されるべき税額との乖離が年々大きくなっていることである。明治期にはほぼ20パーセント台を保っているが、大正期後半には10パーセントをきり、昭和期に入れば5パーセントをきる状況になっている。地租のみの比率をとってみれば、例えば明治32年では28.9パーセント、20年後の大正8年には19.3パーセント、さらに20年後の昭和4年では32.8パーセント、昭和14年には23.8パーセントと、30～20パーセントを占めているものの、地租と借地料の間に大きな逆乖離があることはいうまでもない。

さらに、永代借地権の存在は、家屋税の賦課・徴収を不可能にただけではない。市当局は、家屋税以外に営業税附加税、所得税附加税など直接永代借地権にかかわるとは考えられない税目について賦課・徴収をはかったが、これも政府により、明治41（1908）年3月、「追テ何分相達スルマテ」その執行を停止させられたのである。²⁰神戸市は、その後大正14（1925）年に2回にわたって

20 注19を参照。

第3表 永代借地における年次別地租・市税・借地料賦課

年度	地 租 (円) (A)	市 税			合計 (円) (A+B+C)	永代借地料 (円) (D)	C/D (%)
		地租附加税 (円)	家屋税(円)	計(円)(B)			
明治32(1899)	48,009.03	4,080.76	6,974.67	11,055.43	59,064.46	13,890.84	23.5
33(1900)	46,566.20	1,909.20	7,753.09	9,662.29	56,228.49	13,694.24	24.4
34(1901)	46,566.20	1,443.54	4,865.62	6,309.16	52,875.36	13,694.24	25.9
35(1902)	45,462.61	8,910.66	3,067.96	11,978.62	57,441.23	13,426.46	23.4
36(1903)	44,831.30	12,956.24	3,495.55	16,451.79	61,283.09	13,272.03	21.7
37(1904)	44,831.30	6,948.84	1,052.57	8,001.31	52,832.61	13,272.03	25.1
38(1905)	44,831.30	6,948.84	5,945.19	12,894.03	57,725.33	13,272.03	23.0
39(1906)	44,656.30	6,921.71	5,428.19	12,339.90	56,996.20	13,268.93	23.0
40(1907)	44,306.30	6,867.46	5,490.84	12,358.30	56,664.60	13,179.03	23.3
41(1908)	44,306.30	9,171.39	6,709.52	15,880.91	60,187.21	13,179.03	21.9
42(1909)	43,989.20	9,105.76	6,895.99	16,001.75	59,990.95	13,080.52	21.8
43(1910)	42,720.75	9,398.56	8,263.88	17,662.44	60,383.19	12,737.82	21.1
44(1911)	42,369.14	9,321.20	7,531.31	16,852.51	59,221.65	12,645.62	21.4
大正1(1912)	42,094.85	9,260.86	8,852.99	18,113.85	60,208.70	12,571.68	20.9
2(1913)	41,766.75	9,188.68	8,347.12	17,535.80	59,302.55	12,483.23	21.1
3(1914)	41,341.01	9,095.02	11,255.75	20,350.77	61,691.78	12,396.41	20.0
4(1915)	40,663.77	8,946.02	12,772.48	21,718.50	62,382.27	12,257.76	19.6
5(1916)	37,258.69	9,314.66	14,007.95	23,322.61	60,581.30	11,530.76	19.0
6(1917)	27,912.52	6,978.12	14,446.34	21,424.46	49,336.98	8,606.23	17.4
7(1918)	20,063.74	5,015.93	8,768.41	13,784.34	33,848.08	6,237.68	18.4
8(1919)	28,541.41	4,635.34	12,686.49	17,321.83	35,863.24	5,503.60	15.3
9(1920)	17,338.25	8,148.96	21,545.91	29,694.87	47,033.12	5,275.85	11.2
10(1921)	16,856.86	12,146.92	24,711.20	36,848.12	53,704.98	5,144.94	9.6
11(1922)	16,053.97	11,558.84	25,795.39	37,354.23	53,408.20	4,867.66	9.1
12(1923)	15,132.72	10,895.54	27,137.62	38,033.16	53,165.88	4,720.41	8.9
13(1924)	15,132.72	14,270.14	34,131.59	48,401.73	63,534.45	4,720.41	7.4
14(1925)	15,132.72	14,270.14	34,219.02	48,489.16	63,621.88	4,720.41	7.4
昭和1(1926)	15,132.72	14,270.14	34,274.75	48,544.89	63,677.61	4,720.41	7.4
2(1927)	14,661.24	13,825.53	35,596.06	49,421.59	64,082.83	4,593.31	7.2
3(1928)	14,336.08	15,769.68	38,313.41	54,830.09	68,419.17	4,637.81	6.8
4(1929)	14,336.08	18,063.45	43,518.86	61,582.31	75,918.39	4,706.28	6.2
5(1930)	14,336.08	18,063.45	43,518.45	61,581.90	75,917.98	4,616.93	6.1
6(1931)	18,551.70	19,296.34	43,518.45	62,814.79	81,366.40	4,412.67	5.4
7(1932)	17,039.64	19,322.40	43,897.86	63,220.26	80,259.90	4,153.24	5.1
8(1933)	16,610.33	20,596.29	43,388.70	63,984.99	80,595.32	3,963.04	4.9
9(1934)	16,601.88	22,511.65	45,232.24	67,743.89	84,345.77	3,975.89	4.7
10(1935)	15,545.81	23,411.49	43,885.61	67,297.10	82,842.91	3,987.71	4.8
11(1936)	15,362.11	25,439.25	41,851.02	67,290.17	82,652.28	4,093.74	4.9
12(1937)	14,757.93	26,799.90	40,149.46	66,949.36	81,707.29	3,399.31	4.1
13(1938)	14,704.46	28,908.46	39,187.74	68,096.20	82,800.66	3,533.09	4.2
14(1939)	14,171.51	27,860.69	36,816.65	64,677.34	78,848.85	3,377.86	4.2
15(1940)	6,782.92	県 8,817.74	県 14,525.02	30,107.63	60,232.31	2,715.00	4.5
		市 15,600.66	市 14,506.97				
16(1941)	5,602.37	計 24,418.40	計 29,031.99	26,709.21	53,453.61	2,460.25	4.6
		県 7,283.03	県 13,841.00				
合計	1,177,268.77	市 12,885.40	市 13,823.81	1,483,946.59	2,705,682.15	346,985.39	12.8
		計 20,168.43	計 27,664.81				
		県 16,100.77	県 28,366.02				
		市 550,324.01	市 933,622.58				
		計 566,424.78	計 961,988.60				

(注) 1. 地租・市税額は、本来なら永代借地および借地上の建物から徴収されるべき税額を示している。

2. 永代借地は、第2表に示した通り、借地権の抹消により、減少している。本表の課税額は、それぞれの年度の永代借地面積を基準にしている。

政府にこの訓令を撤回させるための稟請を行っているが、政府はこれに対して²¹「目下詮議中ニ付何分ノ指示アル迄滞納處分ハ之ヲ御見合相成度」として訓令の撤回を行わなかった。さらに、大正15年、昭和2年と毎年稟請を行い、訓令の撤回方を求めたが、政府は全くこれに応ぜず、政府と市当局との間で訓令撤回をめぐる確執が続いた。昭和3年、神戸市長・黒瀬弘志は、外務・大蔵・内務の三大臣宛に滞納分の国庫補給について稟請し、世論の喚起を促した。家屋税については、「永代借地ハ地券條約ニ依リ國家カ一定ノ料金ヲ徴シ附與セラレタル權利ナルヲ以テ之レカ為地方團體ノ課税権ヲ失フ場合ニ於テハ國家カ之レヲ補償セラルヘキハ當然ノ義ト信ス」として、きわめて強い調子で国家補償を求める一方、「國庫ニ於テ年々多額ノ負擔ヲ仰クハ本意ニアラサルヲ以テ相當御審議ノ上外國人ヲシテ任意納入セシムル様其ノ筋ト御交渉相仰度若シ此儀不可能ナル場合ハ國法ニ基キ強制徴収方容認セラルム様御詮議アラントヲ希望スル」と述べ、国家補給が不可能な場合は強制執行を認めるよう政府に強く迫っている。しかし、金融恐慌下の政府予算では国家補給を行う事は全く不可能であり、また政府として訓令を撤回して神戸市の強制執行を認める方針も打ち出しえなかったのである。

市当局は、その後ほぼ毎年、強制徴収に踏み切るべく訓令の撤回を求めて稟請を繰り返している。昭和7（1932）年8月10日付の市税賦課に関する兵庫県からの照会に対する回答書において、「從來永代借地権者ニアリテハ該權利ニ藉ロシ市税負担ノ義務ナキヲ主張シテ賦課ノ取消ヲ求メ來ルモノ尠カラサリシモ茲一兩年間ハ時ニ徴税令書ヲ送還シ來ルモノアルモ其ノ多クハ單ニ之等ノ黙殺ニ止マリ積極的ニ賦課ノ不當ヲ鳴シ抗議ヲ申出ツルモノナキニ至リ（中略）以上ノ次第ナレハ頃來市税ノ賦課ニ就テハ最早物議ヲ惹起スルカ如キ餘地ナキニ至ル²⁴」として外国人間に市税賦課に対する抗議・抵抗が次第にうすらいで

21 大正14年4月2日・税乙第275号「永代借地内市税徴収ニ關スル件再稟請」

22 大正14年12月18・地第5011号ノ2「永代借地内市税徴収ニ關スル件」（内務部長より神戸市長宛）

23 昭和3年6月9日付、外務・大蔵・内務大臣宛「神戸市元居留地永代借地上ノ家屋ニ對スル家屋税及其ノ土地ニ對スル地租附加税相當額並該地上ニ於ケル國稅附加税等補給方ニ付稟請」

ていることをあきらかにしている。市当局としてはこの機をとらえて強制徴収に踏み切り、懸案の解決にむけて動き出す姿勢を明確にする意図があったものとみることができよう。さらに同年12月には、兵庫県知事（白根竹介）に対し訓令の撤回を求め、永代借地権保持者以外の外国人に対する強制執行を要請した4カ条の具体的稟請を行っている。²⁶

このように、明治41年の訓令以後、その撤廃を求めて稟請を繰り返し、とくに昭和期に入ってから、回数の増加とともに、稟請内容に関して次第にその焦点をしばってきていることが判明する。課税の対象者をまず徴税拒否の根拠が薄弱である永代借地権を持たない外国人にあて、地租付加税と家屋税の強制徴収、ついで課税税目を永代借地権とは無関係な税目に限定することによって、永代借地権保有者・非保有者を問わずすべての外国人からの営業税や、車税・金庫税・乗用馬匹税などの雑種税の強制徴収を可能にしようとしたのである。全面的な訓令の撤回を求めるよりは、納入拒否の根拠のうすい（政府側に対しては強制執行を見合わせる根拠のうすい）対象者や課税税目に焦点をしばり、部分的にでも市当局のもつ徴税権の執行を目指したものとみることができよう。

24 昭和7年8月10日付・神戸市長・黒瀬弘志より兵庫県内務部長宛「永代借地権者ニ對スル市税賦課ニ關スル件」（財乙第248号）。

25 この回答書では、兵庫県から問い合わせのあった外国人の納税拒否運動の動静について、「（前略）御來示ノ「サンマース」ハ勿論同人ノ關係會社タルサンマース合名會社サンマース貿易株式會社等ニ於テモ當テ市税賦課ニ關シ異議ヲ申立テ候様ノ事實ハ全然無之從テ御照會ノ件ハ當市ノ寧ロ以外トスル所ニシテ從來ノ事例ヨリ察スルニ或ハ國税ノ賦課ニ關スルモノ、如クニモ想像セラレ候」として、一外国人の納税拒否の嫌疑に関して否定的な回答を行っている（『解消記念誌』、196ページ）。

26 一、「永代借地外人」トアルハ永代借地権者ノミヲ指稱スル義ト解シ可然哉 二、右ノ如ク解スルモノトセハ永代借地権者ニアラスシテ同地上ニ居住シ又ハ營業ヲ為ス滯納外人ニ對シテハ御訓令ノ適用ノ範圍外トシテ強制執行差支無之哉 三、永代借地人外國人ハ（中略）「ヘーグ」裁判ノ結果一般地方税ハ納付ノ義務ナ（シ）トノ理由ノモトニ拒納ヲ續ケタルモノナルモ如斯「ヘーグ」裁判ノ如何ナル部分ニ於テモ認識シ能ハサル妄説ト認メ抗辯ヲ排シ強制執行差支無之哉 四、果シテ然ラハ永代借地権者ト雖モ「イ、市税特別税營業税 ロ、市税特別税雑種税（車税、金庫税、乗用馬匹税、畜犬税、狩獵税、雇人使用税、自用玉突臺ノ類）」ノ税種目ハ勿論現ニ異議ナク國税營業税、同所得税ヲ納付シ附加税ノミ不納ノ場合之レニ對シ強制執行差支無之哉（昭和7年12月14日付「永代借地内外國人滯納處分ニ關スル件伺」、『解消記念誌』、198—99ページ）

しかし、このような市当局の目論見も、この段階では実現せず、事態は膠着状態のままであった。この点で明治41年の訓令が依然として大きな意味を持っていることを確認しておきたい。市議会の昭和7年度予算案審議においても永代借地権にかかわる過年度滞納問題が取り上げられ、市長・黒瀬弘志は現段階における強制執行が不可能であると答弁している。²⁷

こうした事態を打開するため、昭和7（1932）年2月25日の議会において西田富三郎議員より緊急動議が提出され、過年度滞納市税の整理その他の目的で、²⁸「市政事務調査委員会」を設置することが決定され、委員長・伊藤貞五郎以下15名の委員が議長指名により選任されている。²⁹同委員会は、同年10月5日付で市議会に「永代借地上外国人市税滞納問題ニ關スル市政事務調査委員会中間報告」³⁰を提出し、「過年度市税調査中當市永代借地権ニ伴フ外国人ノ滞納問題ヲ一般滞納ト切り離シテ急速ニ善後措置ヲ講ズルコトノ必要」を訴え、内務・大蔵・外務各省の意向を打診し、結論として、「永代借地権ニ關係ナキ市税ノ強制徴収ヲ遠慮スベキ必要ハナイ」こと、「速ヤカニ永代借地権ノ解消ヲ圖ラネバナラス」こと、さらに「神戸市トシテ攻究スベキ問題ハ横濱市ノ如ク政府カ³¹

27 「番外一番【市長黒瀬弘志君】（前略）外国人ノ此ノ税ノ未納ノ分ヲ徴収スルノガ參四拾萬圓モアル、（中略）之ヲ徴収スレバ過年度収入ノ參拾萬圓ヲ得ルコトハ容易デアルト云フヤウナ御報告デアッタノデアリマス、之ハ私共ノ考ヘトハ餘程違ッテ居リマス御承知ノ通りニ外国人ノ滞納ト申シマスルノハ之ハ永代借地権上ニ於ケル地方税デアルノデアリマス、永代借地権上ノ地方税ノ滞納ハ參拾餘萬圓モアリマセウ、併シナガラ之ハ市ニ於テ現在デハ取得ナイモノデアリマス（中略）吾々ハ地方税トシテハ永代借地権者ニ對シテモ徴収シタイト云フ考ヘヲ有チマシテ數度政府ノ許可ヲ願ッタノデアリマスケレドモ、政府ハドウシテモ之ヲ許サナイ、（中略）ソコデ現在ニ於キマシテハ永代借地権上ノ地方税ハ市デハ取得ナイト云フコトニナッテ居ルノデアリマス（後略）」（『神戸市会議事速記録』昭和7年3月31日、昭和7年第5号、279—82ページ）。

28 本調査委員会の目的としては、「第一過年度滞納市税ノ整理、第二ニハ（中略）継続事業ノ整理（中略）、第三ニハ（中略）電燈電力（ノ）供給ニ對スル収入滞リノ整理」（『神戸市会議事速記録』昭和7年・第2号、109—10ページ、西田富三郎の緊急動議）があげられており、永代借地に関する課税問題は、第一の目的に含まれることになる。

29 委員長以外の委員は、次の14名である。細見達蔵、大坪楨太郎、吉川丑太郎、谷口庄一、佃良一、中島正一、栗林政吉、山村安平、安國幸左衛門、松澤兼人、松本義二郎、藤本助三郎、船引信示、鈴木許次郎。

30 『神戸市会議事速記録』昭和7年11月22日、昭和7年第13号、923—30ページ。

31 「中間報告」では、「横濱市ニ於ケル永代借地買取ト外人滞納問題」の一節を設けて横濱市の

「買収資金ノ融通ヲ受ケ市自ラ買取スルコトモ一策」であることを提唱し、当面の解決策としては、滞納市税と免除市税に対して政府に補給金の交付を要求することを提案している。この中間報告では、とくに目新しい方策や措置を提案しているわけではないが、これまで市当局が、政府筋におこなってきた要請の妥当性を再確認し、究極的な解決策と、補給金の交付要求など当面市当局として政府に働きかけるべき方策等に分け、状況の整理と具体的な提案をおこなっている点では注目すべきものといえよう。この中間報告にもとづき同年11月22日の市議会で議長名（丹下良太郎）の総理・外務・内務・大蔵各大臣宛の意見書を全会一致で採択している。³²

しかし、昭和8年4月に市会議員の改選がおこなわれ、市政事務調査委員会は解散したが、委員長であった伊藤貞五郎が再選された。伊藤は、5月20日の市議会において緊急動議を提出し、³³「元居留地永代借地権解消並滞納市税整理促進委員会」の設置を要請した。緊急動議は可決され、議長（勝田銀次郎）指名による15名の委員が選任された。³⁴委員会は、同年6月6日の市議会に総理・外務・内務・大蔵・司法の各大臣宛の市会議員の意見書を提出、全会一致でこれを採択し、³⁵この意見書にもとづき、(1)永代借地内における外国人の市税滞納

例にふれ、買収に関しては、「大正十二年ノ大震災後之等ノ永代借地ヲ買取スルコトニ決シ政府カラ無利息ニテ六百萬圓ノ融通ヲ受ケ買取ニ着手シ本年四月一日現在買取済坪数八十萬二千四百七十六坪八一（中略）ニシテ、現存永代借地八十萬三千六百四十二坪一九（中略）トナツテ居リ、（中略）政府ノ借入金ハ買取シタル土地ヲ更ニ轉買シテ昭和六年度カラ昭和十五年度マデ十ヶ年間ニ毎年六拾萬圓宛ヲ償還ノ豫定デ利益ハ政府ト横濱市ト折半スルコトニナツテ居リ（後略）」とし、政府からの補給金については、「交渉ノ結果「外人滞納市税補給金」ノ名義ヲ以テ大正四年度カラ（中略）昭和七年度マデ（中略）總計百參拾六萬四千貳百圓ノ補給ヲ受ケテ居リ（中略）、此ノ補給金ハ市税滞納額ノ約半額ニ相當シテ居リ、したがって、「積極的運動ハヤツテ居ラナイ」とのことであつた。また、「神戸市ト提携シテ解決ニ努力サレテハ如何」との申し入れに対しても、「ソレモ一方法デアラウ」とそっけない返事であつたことが報告されている。神戸市が政府との折衝で横濱市に一步後れをとっていたとみることができよう。

32 『神戸市会議事速記録』昭和7年11月22日，昭和7年第13号，1037—39ページ。

33 『神戸市会議事速記録』昭和8年5月20日，昭和8年第2号，79—81ページ。

34 伊藤貞五郎委員長の他14名の委員は、次の通りである。伊丹武司，大西卯之助，金光邦三，吉川丑太郎，谷本貞次，谷口庄一，谷口壽治，高砂藤吉，永江一夫，黒田寛平，松岡勝榮，藤村和夫，後藤仲一郎，手納幸一郎

に対する強制執行の承認、(2)外国人の滞納税額に対する国庫からの補給金の支給、(3)永代借地権の速やかなる解消、の3点の実現を強硬に求めて政府筋に迫った。³⁶政府においても強制徴収を容認する方向に傾き、昭和8年末の内務省との打合せにおいて、第一次滞納整理方針が決定され、³⁷強制執行の準備段階に入った。「永代借地権者ニ對スル徴収ハ姑ク之ヲ保留シ、借地権者ニ非サル外國人ニ對シテハ、一律ニ徴収ヲ勵行スルコト」が基本方針としてとられ、まず永代借地権をもたない外国人を対象にして徴税がおこなわれることになったが、執行にあたっては、「滞納者全部ニ亙リ、出頭ヲ求メ其拒納ノ事由ヲ聴取スルト同時ニ、從來彼等ノ納税義務拒避ニ對スル共通觀念ノ根據ナキ誤謬ヲ徹底セシメ、今後徴収上執ルベキ方針ト決意ヲ明示シ併セテ滞納處分執行ノ場合、延滞金及處分費ノ加重ニ依ル滞納者ノ不利ナルコト等ヲ理解セシメ、努メテ自發的納税ヲ促スコト」など、きわめて具体的・詳細な手順を示し、³⁸徴税執行が国際間のトラブルに発展することを極力避けようとする市当局の意図が明確に読み取れる。

昭和9（1934）年3月22日、市当局は、永代借地権保有者16名、非保有者54名、合計70名の滞納外国人に対して納税催告書を発送し、³⁹ついで5月19日付で、「納税義務回避ノ如キ非条理ノ事態ハ神戸市ノ面目ノ為永ク之ヲ不問ニ附スルコトヲ得ス」として、神戸区長・横尾繁六の名で納税拒否者に対しては強制執行をおこなう旨の日本語の声明文（参考として英訳文を添付）を送付した。⁴⁰こ

35 『神戸市会会議録』昭和8年6月6日、昭和8年第2号、141—44ページ。

36 『解消記念誌』、206ページ。

37 『解消記念誌』、209—10ページ。

38 なお拒納の意思を翻さない場合には、「公課ノ時効進行ヲ中断シ、以テ徴収権ヲ確保スルコトヲ目的トシ、併セテ最後ノ反省ヲ促ス趣旨ニ於テ、既往年度中最舊ノ分ヨリ財産差押處分ヲ執行スルコト」、「差押執行後尚反省セズ、納税セザルトキハ時期及方法ヲ慎重ニ考慮シ、公賣處分ヲ決行スルコト」、「以上ニ依リ納税スルノ意思アルモ、滞納金額ヲ一時ニ納付スルコト困難ナル事情アルモノハ、適宜分納等ノ方法ニ依リ處理上緩急ヲ斟酌スルコト」など、強制執行・公売に至るまでの手順をきわめて詳細に規定していることがわかる。

39 『解消記念誌』、210ページ。

40 『解消記念誌』、210—12ページ。

の声明文は、神戸在住外国人の間に多大の反響を呼び、態度を硬化させて納入拒否を続ける者が出たり、神戸で発行されているジャパン・クロニクル紙 The Japan Chronicle も、市当局のこの措置を激しく論難した。⁴¹ こうした騒然たる状況のなかで、5月23日、まず永代借地権をもたない非権者に対して強制執行がおこなわれ、6月12日にはかれらからの徴収は完了している。⁴² ついで永代借地権保有者に対して、同年9月6日、「過渡的桎梏タル片務的ナル既存条件ノ尊重ニ忠實ナル神戸市ノ立場」を一変させて、「永代借地権者ノ市税納付義務ニ關スル再警告」文を発送し、⁴³ 同17日強制執行に踏み切り、同28日、帰国あるいは転出などのため、この段階での徴収が不可能なものを除いて、永代借地権保有者・非保有者を問わず、すべての外国人に対する徴収義務がひとまず終了したのである。⁴⁴

第4表は、昭和9年9月30日現在の外国人の滞納市税の納付状況を示したものである。まず時効による欠損処分額を除いて、昭和9年9月30日現在で総額で18万3,000余円の滞納額であるが、これを永代借地権保有者（以下、保有者と略称）と永代借地権非保有者（以下、非保有者と略称）に分けてみれば、非保有者が、人数では77.1パーセント、額では74.1パーセントで、人数の点でも額の点でも、圧倒的多数を占めていることがわかる。非保有者が、いわば保有者のかげにかくれて多額の税金を不払い＝滞納していたことが歴然としている。つぎに9月30日現在の税額に対する納税率をみてみると、全体を通じてでは77.6パーセントであるが、これを保有者・非保有者別でみると、保有者では49.7パーセントで、半分に達せず、非保有者では92.0パーセントで、きわめて高い納税率を示していることになり、非保有者に対する強制徴収の結果を反映

41 『解消記念誌』、213ページ。なお、それ以前のジャパン・クロニクル紙の課税に対する論調については、『神戸外国人居留地』（Jubilee Number 1868-1918、堀博・小出石史郎訳、土居晴夫解説）、神戸新聞総合出版センター、1993年、191-99ページ参照。

42 『解消記念誌』、213ページ。

43 『解消記念誌』、213-17ページ。

44 『解消記念誌』、217ページ。

第 4 表 外国人滞納市税納付状況

昭和 9 年 9 月 30 日現在

項 目	税額 (円)	延滞額 (円)	人数	件数	1人当たり 税額 (円)
1 時効による欠損処分額 (大正8-昭和3年分)	519,250.08			511	
2 昭和9年3月強制徴収着手時滞納額	183,431.31		70	536	2,620.45
永代借地権保有者	47,466.87		16	113	2,966.68
永代借地権非保有者	135,964.44		54	423	2,517.86
3 強制徴収着手後欠損処分額	△ 16,082.30		16	106	1,005.14
永代借地権保有者	317.16		1	9	317.16
永代借地権非保有者	15,765.14		15	97	1,051.01
4 誤謬による減少額	△ 60.61		1	1	60.61
永代借地権保有者	60.61		1	1	60.61
永代借地権非保有者	0.00		0	0	0
5 強制徴収着手後賦課額	31,642.12		34	92	930.65
永代借地権保有者	20,648.20		12	34	1,720.68
永代借地権非保有者	10,993.92		22	58	499.72
6 昭和9年9月30日現在 税額(2-3-4+5)	198,930.52				
永代借地権保有者	67,737.30				
永代借地権非保有者	131,193.22				
7 昭和9年9月30日現在 徴収済額	154,335.70	3,889.76	51	444	*3,102.46
永代借地権保有者	33,661.57	3,365.89	14	106	*2,644.83
永代借地権非保有者	120,674.13	523.87	37	338	*3,275.62
8 昭和9年9月30日現在 徴収未済額	44,594.82		14	77	3,185.34
永代借地権保有者	34,075.73		6	31	5,679.29
永代借地権非保有者	10,519.09		8	46	1,314.89

* 徴収税額に延滞額を加算して算出した。

しているとみなすこともできよう。逆に保有者は、この段階で人数・税額とも小さくなっているが、みずからの抵抗によってか、あるいは永代借地権者としての保護を受けているかは別にして、市当局からみれば、依然として厄介な存在であることにはかわりはないであろう。市議会のリーダーシップによる永代借地権解消運動が、やがて活発になるのも、この点からすれば当然といえるであろう。

V お わ り に

永代借地権問題は、明治32（1899）年の居留地撤廃以後に残った難問の一つであった。永代借地権の存続を、明治27年の日英間をはじめとする各国との改正条約でも認めた以上、日本政府として永代借地権保有者から地租を徴収することができなくなったのは当然であるが、条約締結国側が、地券に記載された条件のほか何らの制約条件もないことが改正条約で認められたことを根拠に、永代借地上の家屋に対する課税を拒んだことが、この問題が紛糾する発端になったのである。その後の経過のなかで、永代借地権保有者に対する一切の課税を認めなかった明治38年5月の国際仲裁裁判所の判決と、それを受けるかたちで「永代借地内外国人ニ對スル市税徴収ハ追テ何分相達スルマテ強制執行ヲ見合スヘシ」とした明治41年3月の訓令は、外国人に対する家屋税をはじめとする一切の公租公課の徴収を不可能にした点できわめて重要な意味をもっているといわねばならない。とくに、後者は、その後ながく市当局の徴税権を制約することになり、この問題の早期解決を阻んだ要因の一つであることは否定しないであろう。やがて、神戸・横浜・長崎三市が共同歩調をとり永代借地権そのものの解消に向けて運動が展開されるが、その最終的な解決は、永代借地権の土地所有権への転換が実施にうつされた昭和17（1942）年4月1日⁴⁵をまたねばならなかったのである。

45 永代借地権解消の経緯については、稿を改めて検討する予定である。

